

組合公報 臨時号

令和7年3月18日  
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第409号

宿泊所職員就業規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合  
理事長 中 村 中  
(公 印 省 略)

宿泊所職員就業規則の一部を改正する規則

宿泊所職員就業規則（昭和47年規程第2号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(病気休暇)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至つた後（<u>第16条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。</u>）に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における前項の規定の適用については、当該休暇の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でない<u>と理事長が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>降職、免職及び休職</u>)</p> <p>第16条 職員が次の各号の一に該当するときは、<u>降職し、又は免職</u>することができる。</p> <p>(1) <u>勤務成績が良くない場合</u></p> <p>(2) <u>心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する場合のほかその職に必要な適格性を欠く場</u></p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至つた後1年（<u>第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。</u>）以内に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における前項の規定の適用については、当該休暇の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でない<u>と理事長が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>休職</u>)</p> <p>第16条 職員が次の各号の一に該当するときは、<u>その意に反してこれを休職にすることができ</u>る。</p> <p>(1) <u>疾病負傷のため医師の診断により長期の休養を要すると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>刑事事件に関し起訴された場合</u></p> <p>(3) <u>その他特別の事由により理事長が必要と認めるとき。</u></p>

## 合

(4) 故意又は重大な過失によって宿泊所及び物件に過大な損害を与えた場合

(5) 禁固以上の刑に処された場合

(6) 休職中の者が復職を命ぜられることなく休職期間が満了した

## 場合

(7) 職制若しくは事業の改廃又は予算の減少により過員が生じた

## 場合

(8) 天災地変その他の事由により宿泊所の業務が継続して運営することが不可能な場合

2 職員が次の各号の一に該当するときは、その意に反してこれを休職にすることができる。

(1) 疾病負傷のため医師の診断により長期の休養を要すると認めるとき。

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) その他特別の事由により理事長が必要と認めるとき。

(削除)

(削除)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

2 休職の期間は、3年とする。ただし、休養を要する程度に応じ個々の場合について理事長が定める。

3 休職の期間中であってもその事由の消滅したと認めるときは、休職は当然終了したものとみなし、速やかに復職を命じなければならない。

4 第1項第1号の規定により休職にされた職員が、復職した後1年(第8条の2第2項に規定する病気休暇の期間を除く。)以内に、再び同一の負傷又は疾病のため、第1項第1号の規定により休職にされたときは、その者の休職期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、負傷若しくは疾病の種類又は勤務の状況等により、通算することが適当でない」と理事長が認める場合はこ



記載した書類を当該職員に交付して行わなければならない。

3 前条第1項第3号の規定による職員の降職又は免職は、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務遂行が期待できると判断するときは、職務遂行能力に応じた職に降職するものとし、下位の職でも良好な職務遂行が期待できないと判断するときは免職するものとする。

(降職の効果)

第17条の2 第16条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するものとして、職員を降職した場合においては、理事長の定めるところにより降職された職務の級に降格及び降給することができる。

(休職の効果)

第17条の3 休職の期間は、3年とする。ただし、休養を要する程度に応じ個々の場合について理事長が定める。

2 理事長は、休職の期間中であつてもその理由の消滅したと認めたときは、休職は当然終了したものとみなし、速やかに復職を命じなければならない。

3 理事長は、第16条第2項第1号の規定により休職を命じた者を復職させる場合には、医師2名を指定して診断させ、その結果を徴さなければならない。

4 第16条第2項第1号の規定により休職にされた職員が、復職した後（第8条の2第2項に規定する病気休職の期間を除く。）に、再び同一の負傷又は疾病のため、第16条第2項第1号の規定により休職にされたときは、その者の休職期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、負傷若しくは疾病の種類又は

(追加)

(追加)

(追加)

勤務の状況等により、通算することが適当でない」と理事長が認める場合はこの限りでない。

5 第16条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間  
は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

6 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

7 休職者は、休職の期間中規則又は規程に別段の定めのある場合の  
ほか、いかなる給与も支給しない。

#### 附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。